

人権擁護委員の活動を紹介します

法務大臣から委嘱を受けた人権擁護委員は、区民の皆さんが、人権を尊重することの大切さについて理解を深めるための普及啓発や、人権相談に応じる等の活動を行っています。 **【問合せ】 総務企画課 ☎内線2271**

普及啓発活動

●全国中学生人権作文コンテスト東京都大会

法務省等は、全国中学生人権作文コンテストを実施しています。平成29年度は、人権擁護委員による選考の結果、第七中学校3年・肥後羽蘭さんの「この人の、ここが好き」が荒川区代表作品として推薦され、東京都大会で奨励賞を受賞しました。

●人権の花運動

協力して花を育てることで、命の大切さや、相手への思いやり等、豊かな人権感覚を身につけるために実施しています。花を育てるにあたり、人権擁護委員が小学校を訪問し、人権の大切さ等をお話しています。

児童からは、「夏休みに水やりを一生懸命にやって、育ててよかった」等の感想が寄せられました。



▲第二峡田小学校の皆さん

▲尾久宮前小学校の皆さん

●子どもたちの人権メッセージ発表会

9月16日に港区で開催された、東京法務局等が主催する子どもたちの人権メッセージ発表会で、荒川区代表として第二峡田小学校4年・肥後佑貴さんが堂々と自分の考えを発表しました。

思いを行動に 第二峡田小学校4年 肥後佑貴さん

「座っていいですよ」

ぼくは以前、バスで知らない人がお年寄りの人に席を譲っているのを見ました。親切な人だなと思いました。

そして次の日、バスに座っている時、お年寄りの人が乗ってきました。ぼくは席を譲ろうと思いましたが、眠たかったのどうとうとしていました。

そして起きた時にはお年寄りの人はいませんでした。ぼくは座らせてあげればよかったなと思いました。そしてしよんぼりとした気持ちになりました。

家に着いて学校の宿題をやっているときにバスの出来事をずっと考えていました。あのときのぼくは見て見ぬふりをしていた人と同じです。声をかけようとする気持ちがあってもそれだけでは伝わりません。席を譲る行動を起こさなければ伝わりません。

ぼくのおじいさん、おばあさんには席を譲れるのに、知らない人と、勇気がなくて譲れない事に、気がつきました。ぼくの気持ちの中に勇気を出して行動しようと思うようになりました。

ある日、バスで習い事に向かっている途中、お年寄りの人が乗ってきました。すぐに席を譲ろうと声をかけました。

「席座っていいですよ」と声をかけると、「ありがとう」と言ってくれました。これまでモヤモヤしていた気持ちがスッキリしました。

ぼくはこれからも困っている人がいたら自分から勇気を出して行動したいと思います。



●人権教室

互いに人権を尊重し合い、差別のない、誰もが幸福に暮らすことのできる地域社会づくりを目指し、身近に人権問題を考える機会として、人権擁護委員が小・中学校を訪問し、人権の大切さを一緒に考えます。

平成29年度は第二瑞光小学校、ひぐらし小学校、第七中学校を訪問しました。

相談活動

人から嫌がらせや差別を受けたり、人権を侵害されたりして困っている方の相談に応じます。秘密は厳守します。

日時 第2(休)午後1時30分～3時30分(予約制) **費用** 無料

予約・問合せ 総務企画課 ☎内線2271

区内の人権擁護委員(50音順・敬称略)

- ▶宇津井洋子 ▶大家 康子 ▶小林美奈子 ▶小林 芳雄
- ▶神 眞理子 ▶鈴木 文男 ▶高田 正道 ▶新田 知子
- ▶松熊 貴代 ▶村井 泰雄 ▶矢吹 誠

寄り添う優しさ

人権擁護委員 神眞理子氏



『優しいという字は人偏に憂いと書きます。憂いの傍らに人がたたく姿が、私は優しいということだと思う。(渡辺和子)』

これは、ベストセラー『置かれた場所で咲きなさい』の著者が新聞で語っていた言葉です。憂いのある人の横に、人偏つまり人が寄り添うことが“優しい”ということです。

では、心に寄り添う言葉かけはどのようにしたら良いのでしょうか。「悔しい」と言えば「悔しかったのね」と、「悲しい」と言えば「悲しかったのね」と共感することが大切です。そして少しずつ気持ちを引き出し、安心感につなげ信頼を深めます。

さて、「さくら教室」をご存知でしょうか。区立中学校特別支援学級の卒業生を中心に、知的障がい者の生涯学習としてクラブ活動や行事を日曜日に開催する心身障がい者青年教室です。受講生は仲良く活動しています。小さい頃は、「友達に手を出してしまう」「周囲となじまない」と、不安を抱いていた子どもや保護者の方もいたことでしょう。さくら教室ではそんな様子はありません。優しさや思いやりのある中で育った子は、大人になっても優しさや思いやりのある人になるといわれます。今ではお互いを思いやり、寄り添う優しさも身につけています。たくさんの方々と関わり、寄り添っていただき成長したのでしょう。

さまざまな立場の人々を理解し優しく寄り添うことで、悩みを抱え込み孤立している人や、困難な状況の人にも、生きぬく力があると伝えていけると思っています。

◇◇◇人権に関する相談機関◇◇◇

人権全般の相談

- ▶東京都人権プラザ
(月)～(金)午前9時30分～午後5時30分
☎(6722)0124・0125
- ▶東京法務局常設相談所
(月)～(金)午前8時30分～午後5時15分
☎0570(003)110

子どものための相談

- ▶子ども家庭支援センター
(月)～(金)午前8時30分～午後5時15分
☎(3805)5523
- ▶教育センター教育相談室(電話相談)
(月)～(金)午前9時～午後5時
☎(3801)4338
- ▶荒川区子どもの悩み110番
(月)～(金)午前9時～午後5時
☎0120(136)110
- ▶子どもの人権110番(東京法務局人権擁護部内)
(月)～(金)午前8時30分～午後5時15分
☎0120(007)110

法律相談

- ▶人権に関する法律相談(区役所3階区民相談所)
第3(休)午後1時～4時(予約制)
☎内線2145
- ▶夜間人権ホットライン(東京都人権プラザ(公財)東京都人権啓発センター)
12月7日(休)午後5時～8時
☎(6722)0127

高齢者のための相談

- ▶おとしよりなんでも相談(区役所2階高齢者福祉課内)
(月)～(金)午前8時30分～午後5時15分
☎内線2675

障がい者のための相談

- ▶障害者福祉課(区役所1階)
(月)～(金)午前8時30分～午後5時15分
☎内線2685
- ▶荒川たんぼぼセンター
(月)～(金)午前8時30分～午後5時15分
☎(3891)6824
- ▶支援センターアゼリア
第3(休)を除く午前9時～午後9時
☎(3819)2343

アクト21こころと生き方・DVなんでも相談

- 第1(休)は午後5時～8時
第1(金)、第2(休)、第4(休)・(金)は午前10時～午後4時
第2(金)、第3(休)・(金)は午後2時30分～8時
第2(休)は午前10時～午後3時
☎(3809)2890

犯罪被害者等のための相談

- ▶公益社団法人被害者支援都民センター
(月)・(木)・(金)午前9時30分～午後5時30分
(火)・(水)午前9時30分～午後7時
☎(5287)3336